

令和3年4月5日

令和3年4月12日改定（赤字部分が改定箇所）

監理団体ご担当者各位

※ 実習実施者への連絡は監理団体経由で周知願います。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に定める「まん延防止等重点措置」の
公示に伴う「介護技能実習評価試験」の試験実施について

「介護技能実習評価試験」試験実施機関
(一般社団法人シルバーサービス振興会)

平素より当会の業務運営に際しましては格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
既にご承知のとおり、政府においては、令和3年4月5日から5月5日までの間、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」（以下、「特措法」という。）第31条の4第1項の規定に基づく「まん延防止等重点措置」が実施されていたところですが、さらなる感染状況の悪化により、同4月9日（金）に「特措法」第31条の4第3項の規定に基づき、対象となる区域並びに期間が変更され、以下のとおり公示されたところです。

【まん延防止等重点措置の公示】

- ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域：宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県
- ・まん延防止等重点措置を実施すべき期間
 - ：宮城県、大阪府、兵庫県については、令和3年4月5日～5月5日までとする。
 - ・京都府、沖縄県については、令和3年4月12日～5月5日までとする。
 - ・東京都については、令和3年4月12日～5月11日までとする。

※ 上記の公示に基づき、都府県知事が定める期間及び区域（措置区域）に関する情報等は、政府並びに各自治体の発表にてご確認ください。

この結果、まん延防止等重点措置が実施されている期間及び措置区域につきましても、特措法第31条の6に基づき、感染を防止するための協力要請等が講じられることとなります。

試験実施機関としましては、今回の「まん延防止等重点措置」を受け、主務官庁である厚生労働省からの指示等を確認したところです。その結果、まん延防止等重点措置が実施されている期間及び区域内での「介護技能実習評価試験」の実施につきましても、都府県知事が定める感染防止に関する措置の要請を踏まえるとともに、試験評価者の感染防止として政府の新型コロナウイルス感染症対策（マスク着用、手洗いの励行、アルコール消毒液による消毒）等の対策を十分講じた上で、技能実習生の不利益とならないよう、引き続き試験を実施することとしました。

但し、当該期間及び区域内において、感染拡大防止の観点から、「監理団体」、「実習実施者」、「試験評価者」の状況により試験実施が困難である旨の申し出があった場合は、試験日時の延期で対応することとします。なお、試験を延期する場合は、事前に監理団体の調整窓口担当者から試験実施機関へ報告して下さい。

【参考】「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）～抜粋～

(新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等)

第31条の四 第1項

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要

第31条の四 第3項

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(感染を防止するための協力要請等)

第31条の六

都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第32条

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要（感染を防止するための協力要請）

第45条 第1項

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の蔓延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに該当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

以上